

米国最高裁はチアリーダーのユニフォームのデザインにも著作権保護が適用されると判決。Star Athletica, LLC 対 Varsity Brands, Inc. Et al., Case No. 15-866, 580 U.S. ____ (2017) (John W. Montgomery)

米国最高裁判所は 2017 年 3 月 22 日、チアリーダーのユニフォームに組み込まれた表面装飾は著作権*により保護されることがあるとの決定を 6 : 2 で下した。

最高裁の意見は、保護可能なデザインの特徴が、それが適用される有用な品物とは別個のものであり、このため著作権法第 101 条にしたがい保護可能であるかどうかについて決するに際しての 2 部構成のテストを提供するものである。このテストは今では国法として、米国のすべての管轄区域において連邦裁判所により適用されることになる。

最高裁の意見としてはトーマス判事が見解を述べ、それにロバーツ長官ならびにアリート、ソトマイヤー、ケイガンの各判事が賛同した。ギンズバーグ判事は判決に同意する意見書を提出した。ブレイヤー判事は反対意見書を提出し、それにはケネディ判事も加わった。

最高裁意見（「多数意見」）についての議論

分離可能性についての 2 部構成テスト

「当裁判所は、有用な品物のデザインに組み込まれた特徴が、(1) 有用な品物とは別の 2 次元あるいは 3 次元の美術品として受けとめられ、かつ (2) それ自体もしくは --- それが組み込まれている有用な品物とは別のものとして想像されるときは --- 当該他の有形の表現手段に付着するものとして保護可能な絵画的、図形的もしくは彫刻的作

品としての資格がある場合に限り、著作権法上の保護を受けられるとの意見である」

本件の場合、テストは満たされているものと考えられる。最高裁判所の判断は、当該のチアリーダー・ユニフォームのデザインの特徴は著作権法で保護され得るという巡回裁判所の認定を確認するものである。

この 2 部構成のテストは 1976 年著作権法の制定法解釈と、著作権法の文言についての法的先例、とりわけ *Mazer 対 Stein*, 374 U.S. 201 (1954) の検討の両方に基づいている。*Mazer* 事件における判決は連邦議会により、著作権法第 101 条の文言に組み込まれたと考えられている。2 部構成の分離可能性テスト適用にあたってのガイダンスは、*Mazer* 事件の事実関係を例に引く多数意見に記されている。衣服のデザインに著作権保護が与えることの意味合いについての政策検討は、口頭審理のなかでの判事たちからの質問でも重要な焦点となっていたが、こうした政策検討は多数意見には影響を与えなかった。特に、多数意見の人々は衣服に関する工業デザインの保護に対して、著作権法の法的構成にあらかじめ敵意を推定して向かうことは控えた。連邦議会が衣服についての工業デザインに特別な保護を与えることを法制化しなかったのは、すでに著作権法で認められている保護を否定する趣旨を示すものではない。分離可能性についてのその他のテストが政党、下級裁判所、あるいは反対意見の人たちにより主張されてきたことには留意しつつ、最高裁はなぜこうした他のテストが著作権法の文言の最高裁による法解釈に合致しないかを説明している。

最高裁はどのように 2 部構成テストが適用されるべきか説明しており、その第一要件は有用な品物に含まれる絵画的、図形的もしくは彫刻的な (PGS) 特徴が「別個のものとして識別されること」であるとしている。それは、別段面倒なものになると予想されるわけではない。最高裁によれば「決定権者が有用な品物を見て、絵画的、図形

的もしくは彫刻的な特性を持つように思われる、何らかの 2 次元もしくは 3 次元の要素を見つけられればいい」（引用省略）とのことである。テストの 2 部は「独立した存在」と特徴づけられ、判断の難易度が高くなる可能性がある。「決定権者は、特定された特徴がその品物の実用的な面から切り離しても存在できる能力があると結論付けなければならない」。このことは、さらに少なくとも次の 2 つが満たされることを必要とする。つまり、(1) 特定された PGS 特徴がそれ自体が有用な品物であったり、通常有用な品物の一部であるような品物ではない（そうでなければ有用な品物から独立して存在するとはいえないため）こと、および (2) 有用な品物の単なる複製品ではない（有用な品物の複製品の著作権が取得されれば、有用な品物そのものの著作権が取得できないため）こと、である。

争点となっている絵画的、図形的もしくは彫刻的な (PGS) 作品は「最高裁意見の付属書」の著作権登録にある 2 次元の図で、次のように表されている。



デザイン 299A

デザイン 299B

デザイン 074

デザイン 078

デザイン 0815

問題になっているチアリーダーのユニフォームに 2 部構成テストを適用した場合、最高裁によると「絵画的、図形的もしくは彫刻的な (PGS) 特性を有する装飾的な特徴

を特定することができる」とのことである。テストの 2 部を適用して最高裁は次のように示唆している。「チアリーダーのユニフォームの表面の色、形、ストライプ、山形紋の配置を取り出して、たとえば画家のキャンバスなど別の媒体に移し替えると、それらは『2 次元の…芸術…作品』（著作権法第 101 条）として通用するであろう」し、「また、表面装飾を頭の中でユニフォームから取り外して別の媒介物に移し替えた」とすると、それはユニフォームそのものを複製したことにはならないであろう。「したがって装飾はユニフォームから分離可能であり著作権の保護の対象になる」。間違いがないように言っておくと、「たとえ今回争点になっている表面装飾について、有効な著作権が認められたとしても、被告は他者が本件で装飾を施されているものと同じような形、カット、大きさのチアリーダーのユニフォームを製造することを禁止する権利は有しない」とも述べられている。

最高裁の意見書では、最高裁が決定するのは著作権保護の対象となるかどうかだけであって、表面装飾が斬新性を有しているかとか、有効な著作権を得るのに必要な要件を備えているかどうかを決めているわけではないことを明確にしている。

同意意見についての議論

同意意見は、米国著作権局はすでに 2 次元作品に合法的な著作権登録を認めていることから、今回の件では分離可能性についてのテストは検討する必要はなかったと主張している。2 次元の作品がチアリーダーのユニフォームに複製されていた。制定法の下で、著作権を有する作品はどのような媒介物での複製も保護されることを許容するということは基本的なことがらである。本件では著作権のあるデザインがチアリーダーのユニフォームという媒介物に複製されたものであるが、チアリーダーのユニフォームであっても他の媒介物であっても、デザインが有用な品物から分離可能であるかどうかにかかわらず複製することは保護されるべきである。

反対意見についての意見

適切な分離可能性テストについての多数意見に同意しない意見もある。反対意見は、多数意見が法律にある「別のものとして特定される」ということばに所以する意味に疑問を呈している。反対論者は「デザインは[有用な]品物の実用面からいつの時点で分離されるのか」と問うている。反対論者は分離可能性について追加の質問をすることを提案している。その質問とは、デザイン特性は有用な品物から別個に存在する一方、有用な品物も効用を満たす対象物として完全に機能する、というような有用な品物からのデザインの物理的な分離に関するものである。もしデザイン特性が物理的な分離可能性を満たすならば、そのデザイン特性は著作権保護の対象にはならないであろう。物理的分離が可能でないならば、そのときは効用を満たす対象物を頭の中で複製することなく、デザイン特性だけを別に想像できるものかどうかを調べるため、概念的に分離可能かどうかのテストが使われるべきである。本件の場合、反対論者はデザインだけを別にすることは可能ではなく、概念的に分離しようとするチアリーダーのユニフォームの絵を頭の中で複製したデザイン特性に終わる、と結論づけている。チアリーダーのユニフォームのデザイン特性は反対論者の分離可能性テストに合致するものではなく、したがって著作権保護も与えられるべきでない。

反対論者はまた本件の事実関係について、デザインは多数論者のテストもパスしないであろうと結論づける。多数論者のいう PGS の特徴は、それらが単にチアリーダーのユニフォームの複製を示しているものであるにすぎないため、チアリーダーのユニフォームから独立して存在すると想像できるものではない。反対論者によれば、賛成論者の意見のもっとも参考になる部分は、「有用な品物の複製を何らかの別の媒体物で作ったからといって、その有用な品物の著作権を請求することはできないであろう」としている箇所である。今回の件で著作権が登録されたチアリーダーのユニフォーム

にある 2 次元のデザインは、反対論者からすればチアリーダーのユニフォームの単なる複製に過ぎないと思うのであろう。デザイン特性を多数意見のテストが定める「ユニフォームとは別物」として想像したとき、そのデザイン特性が有用な品物、すなわちチアリーダーのユニフォームであることを明確に示しているかどうかは、2 次元の著作権の図を見ればわかる。絵の中に描かれた有用な品物の複製に対して、著作権は保護されない。

反対論者はまた、口頭審理でも提議された、本件の政策検討についても意見を述べている。ファッション業界はすでに繁栄していることから、業界のイノベーションを後押しするために衣服のデザイン特性の追加保護が必要なわけではない。追加の著作権保護が認められると、衣類のデザイナーや製造業者にとってそれに関連するコスト増が予想される。有用な品物に織り込まれたデザインの著作権保護は、有用な物品に対する保護期間がずっと短い特許と比べて、100 年近くという期間の保護を不当に与えるものである。こうした検討は興味深いが、多数意見に従えば、著作権法の法律構成にあたり果たす役割がなくなってしまう。

結論

最高裁の意見は今では国法であり、最高裁が示した 2 部構成のテストは米国のすべての巡回裁判所で適用されるべきものである。したがって有用な品物とは区別した PGS 特徴の著作権保護に関する分離可能性の判例法についての議論を「決着させる」ものである。

もちろん多数意見、同意意見、反対意見のそれぞれには法分析者がその意味と適用可能性について考えるべき部分がある。またわれわれは、最高裁が特定した「チアリーダーのユニフォームの表面の色、形、ストライプ、山形紋の配置」といったものが、

今後下級裁判所において著作権保護に必要な斬新性の最低要件およびその他すべての要請に応えるものであるかどうかについて見守っていきたい。

重要なことはこの決定が単にチアリーダーのユニフォームにだけ関するものではなく、巨大な衣料、ファッション業界、さらにはその他多くの業界にとっても幅広い意味合いを持ちうると予想されていることである。何らかの有用な品物をさらによくするために絵画的、図形的もしくは彫刻的な（PGS）特徴が使われる際、著作権保護によりもたらされるベネフィットは、検討すべき重要な点になり得る。著作権の保護期間は特許権の保護期間よりはるかに長い。デザイン（意匠）特許の保護期間は 14 年、一般の特許では 20 年であるのに対し、著作権の保護期間は 100 年近くに及ぶことが考えられる。著作権侵害の損害裁定額も大きくなる可能性があり、損害裁定についての立証責任も一般に著作権者にとり大幅に有利だと考えられている。今回の最高裁判所判決は多くの業界にとってこれまでの考え方を一変させる可能性を有している。とりわけ消費者向け製品を扱う業界にとっては、もともと有用な品物の表面にデザインの特徴を施すことで消費者による選好に大きな役割を果たし得ることから、大変重要なものである。著作権保護の問題は、たとえ有用な物品であっても、重要な知財保護戦略の一環として、今まで以上に検討していかなければならない。

*（追加の背景としてであるが、われわれは 11 月のニュースレターで、著作権保護がチアリーダーのユニフォームに描かれたデザインの特徴にも適用されるべきかについて注目を集めた事件で、米国最高裁判所が議論を聞いたことを報告した）